

〇〇〇（就労継続支援A型）運営規程

（事業の目的）

第1条 〇〇〇（以下「事業者」という。）が設置する〇〇〇（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、雇用契約の締結等による就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて就労継続支援A型計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定就労継続支援A型を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定就労継続支援A型を提供する。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 3 前2項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第52号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 〇〇〇
- (2) 所在地 岡山県××市×丁目×番×号

（従事者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 〇人
就労継続支援A型計画の作成に関する業務を行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討等並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。
- (3) 職業指導員 〇人
- (4) 生活支援員 〇人
- (5) 事務職員 〇人

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
〇曜日から〇曜日までとする。

ただし、国民の祝日、〇月〇日から〇月〇日までを除く。

(2) 営業時間

午前〇時から午後〇時までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、〇人とする。

(1) うち雇用契約を締結しサービスを提供する者：〇人

(2) うち雇用契約を締結せずにサービスを提供する者：〇人

(指定就労継続支援A型の内容)

第7条 事業所で行う指定就労継続支援A型の内容は、次のとおりとする。

(1) 就労継続支援A型計画の作成

(2) 雇用契約の締結による就労の機会の提供

(3) 次条に掲げる生産活動の機会の提供

(4) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練

(5) 施設外支援の実施

(6) 施設外就労の実施

(7) 求職活動の支援及び求人の開拓

(8) 健康管理

(9) 食事の提供

(10) 相談及び助言等

(11) 送迎サービス

(10) 就職後の職業生活における相談等の支援

(生産活動)

第8条 事業所で行う主な生産活動の内容は、次のとおりとする。

(1) 食品の製造・販売

(2) 雑貨の製造・販売

(3) 飲食店における調理補助

(4) 農作物の生産・加工・販売

(支給決定障害者から受領する費用の額等)

第9条 指定就労継続支援A型を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労継続支援A型に係る利用者負担額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第2条第12号に規定する利用者負担額をいう。)の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定就労継続支援A型を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス等費用基準額(法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)の支払いを受けるものとする。

3 前2項の支払いを受けるほか、指定就労継続支援A型において提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、支給決定障害者から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に要する費用 1食につき〇〇円(うち食材料費〇円)

ただし、食事提供体制加算対象者については、食材料費のみ徴収する。

(2) 日用品費 実費

(3) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担さ

せることが適当と認められるもの 実費

- 4 前3項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付する。
- 5 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。

(雇用契約の締結等)

- 第10条 事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、利用者が雇用契約に基づく就労が困難である場合は、事業者は、雇用契約を締結しないことができるものとする。

(賃金及び工賃)

- 第11条 事業所は、雇用契約を締結した利用者が生産活動に従事した場合は、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令及び別に定める賃金支給規程に基づき、雇用契約書に記した賃金を支払うものとする。
- 2 事業所は、前条第2項の規定により雇用契約を締結しない利用者が生産活動に従事した場合は、当該利用者に対し、別に定める工賃支給規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。
- 3 前項の場合においては、1月あたりの工賃の平均額は、〇千円を下回らないものとする。

(利用者の労働時間及び作業時間)

- 第12条 雇用契約を締結した利用者に係る1日の労働時間は、5時間以上から8時間以下の範囲で、利用者の個別の状況を勘案し、雇用契約書を取り交わし決定する。
- 2 雇用契約を締結していない利用者に係る1日の所定作業時間は、原則として午前〇時から午後〇時とし、所定作業時間内であれば、個別支援計画に基づき行った作業に対して、時間単位で工賃を支給することができる。

(通常の事業の実施地域)

- 第13条 通常の事業の実施地域は、〇〇市の全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第14条

- (1) 〇〇〇〇こと。
- (2) 〇〇〇〇こと。
- (3) 〇〇〇〇こと。

(緊急時等における対応方法)

- 第15条 従業者は、現に指定就労継続支援A型の提供を行っているときに利用者で病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

(非常災害対策)

- 第16条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第17条 事業所において指定就労継続支援A型を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(秘密保持等)

第19条 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又は家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(苦情解決)

第20条 提供した指定就労継続支援A型に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後○か月以内
- (2) 継続研修 年○回
- 2 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 3 利用者に対する指定就労継続支援A型の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援A型を提供した日から5年間保存する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。